

令和 5 年 6 月 29 日

令和 5 年守山市議会 6 月定例会議員提出会議案

令和 5 年 6 月 29 日

令和 5 年守山市議会 6 月定例会会議議員提出会議案目次

会議第 2 号 守山市議会会議規則の一部を改正する規則案	・ ・ ・ ・ ・ 1
意見書第 5 号 教員定数を増やすことを求める意見書	・ ・ ・ ・ ・ 3
意見書第 6 号 現行健康保険証を廃止しないことを求める意見書	・ ・ ・ ・ ・ 5

会議第 2 号

守山市議会会議規則の一部を改正する規則案

上記の会議案を別紙のとおり提出します。

令和 5 年 6 月 29 日提出

守山市議会議長 筈井 昌彦 様

提出者 守山市議会議員 田中 尚仁

賛成者 守山市議会議員 高田 正司

賛成者 守山市議会議員 小西 孝司

賛成者 守山市議会議員 小牧 一美

賛成者 守山市議会議員 國枝 敏孝

賛成者 守山市議会議員 山崎 直規

賛成者 守山市議会議員 川本 航平

賛成者 守山市議会議員 新野 富美夫

守山市議会会議規則の一部を改正する規則案

守山市議会会議規則（昭和45年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第79条を次のように改める。

（電子採決システム等による表決）

第79条 議長が表決をとろうとするときは、電子採決システムにより、問題を可とする者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 前項の表決を行う場合には、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押すものとする。

3 第1項および第85条ただし書の規定にかかわらず、議長が必要であると認めるときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告することができる。

4 前項の場合において議長が起立者の多少を認定しがたいとき、もしくは第1項または前項の議長の宣告に対して出席議員3人以上から異議があるときは、議長は記名または無記名の投票で表決をとらなければならない。

第85条ただし書中「起立の方法」を「電子採決システムによる方法」に改める。

第109条の次に次の1条を加える。

（情報通信端末機の持ち込み等）

第109条の2 議員および説明のため出席する者は、情報通信端末機（議会または市が貸与するタブレット端末およびパソコンをいう。以下同じ。）を議場に持ち込み、会議に使用することができる。

第114条の次に次の1条を加える。

（資料等の掲示）

第114条の2 議員および説明のため出席する者は、議場において、画像もしくは映像を表示する装置に表示する方法または情報通信端末機に表示する方法により、自己の発言を補足するための資料等を掲示することができる。

2 議員および説明のため出席する者は、議場において前項に規定する掲示をしようとするときは、あらかじめ議長が定める日時までに、議長が別に定める書面により申請し、議長の許可を受けなければならない。

付 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

意見書第 5 号

教員定数を増やすことを求める意見書

上記の会議案を別紙のとおり提出します。

令和 5 年 6 月 29 日提出

守山市議会議長 筈井 昌彦 様

提出者 守山市議会議員 小牧 一美

賛成者 守山市議会議員 福井 寿美子

賛成者 守山市議会議員 藤原 浩美

教員定数を増やすことを求める意見書

文部科学省は、全国の公立学校の「教師不足」に関する実態調査結果を初めて発表した。2021年4月の始業日時点で小中高校、特別支援学校で2,558人の教員が未配置となり、5月1日時点でも2,065人が未配置とのことである。

学校教員の平均勤務時間が1日約12時間という異常な長時間労働にあり、病休や中途退職に追い込まれる教員が後を絶たない。さらに本来必要な教員まで非正規教員の大量採用でまかなっているため、病休・産育休等の代わりの教員が見つからず、担任不在という深刻な事態まで招いている。「担任の先生が決まらない」「学校に行っても受けられない授業がある」などあってはならない事態である。しかも、このことは突然生じたことではなく、2000年代以降慢性化している構造的な問題である。

国においては、早急に正規教員を増やすことが求められる。2021年度から5か年計画で小学校の35人学級に踏み出したが、特別支援学級数も増加していることから、計画の前倒し・充実をすすめる正規教員定数を増やすことは緊急かつ切実な要求である。

一人ひとりの教員の負担を軽減し、授業準備や一人ひとりの子どもと向き合う時間を確保し、適切な休養と家族などと過ごす時間を確保することなど、教員のおかれた働く環境の改善が求められている。子どもたちの豊かな成長を育む情熱に燃えて教員が元気に働ける学校をめざし、国におかれては一刻の猶予もない教員不足の解決に全力をあげ、正規教員定数を増やすことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月29日

滋賀県守山市議会議長 筈井 昌彦

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
文部科学大臣

宛

意見書第 6 号

現行健康保険証を廃止しないことを求める意見書

上記の会議案を別紙のとおり提出します。

令和 5 年 6 月 29 日提出

守山市議会議長 筈井 昌彦 様

提出者 守山市議会議員 藤原 浩美

賛成者 守山市議会議員 小牧 一美

現行健康保険証を廃止しないことを求める意見書

6月2日、現行の健康保険証を2024年秋に原則廃止し、マイナンバーカードに一本化することを盛り込んだ法案が、国会で成立した。

しかし、マイナンバーカードをめぐり、トラブルが続出している。マイナンバーカードに別人の保険情報が登録されていた事例は7,300件以上確認され、医療現場では混乱が起きている。別人の医療情報がひも付けられた保険証で保険診療を行い、投薬を誤ったり、医療機関で本人確認を行う際、マイナ保険証所有者と別の人の顔で認証されたりするケースも生じている。

現行の健康保険証を持たず受診し、マイナンバーカード健康保険証が使用できないことにより「いったん10割負担を請求された」ケースも発生している。

障がい者や認知症がある人などのマイナンバーカードの取得・管理が難しい人が、マイナンバーカードを作りたくても作れないという人もいる。

健康保険証が廃止となれば、マイナンバーカードを持たない人は公的保険診療から遠ざけられかねず、国民皆保険制度の下で守られている国民のいのちと健康が脅かされかねない。

「マイナ保険証」への移行が実質的に義務化され、現行の保険証が「実質廃止」されることとなれば、深刻な混乱は避けられない。

政府におかれては、国民が望まない「現行健康保険証の廃止」を撤回することを強く要求する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月29日

滋賀県守山市議会議員 筈井 昌彦

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
デジタル大臣

宛